

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

総務省情報通国際戦略局
情報通信政策課法体系 御中

郵便番号 4 2 2 - 8 0 3 3

住所 しずおかけんしずおかしするがくとろ
静岡県静岡市駿河区登呂 3 - 1 - 1

氏名 しずおかほうそうかぶしがいしゃ
静岡放送株式会社

代表取締役社長 まつい じゅん
松井 純

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申 (案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

項目	意見
<p>4.コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ②業務開始の手続等 ア 経営の選択肢の拡大</p>	<p>「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とし、事業者の経営の選択の拡大を図ることが適当である」について、事業者の主体的な選択肢を広げる点は評価する。しかしながら、放送施設の設置と放送の業務を別個の行政手続きとすることは次項に述べる理由により反対する。</p>
<p>4.コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ②業務開始の手続等 エ 規律の振り分けに係る留意事項</p>	<p>「放送施設の設置と放送の業務の一致を前提としてきた地上放送について、それぞれ別々の行政手続きとする場合、放送をする無線局の「免許」に係る規律と、放送の業務の「認定」に係る規律を振り分けることが必要である」とされているが、放送業務の認定制は番組内容や編成に対する行政の直接的な関与を招く可能性があり、「言論・表現の自由」が担保されなくなる恐れがある。こうした懸念が明確に解消されないかぎり、免許対象を「ソフト」(番組制作・編成)・「ハード」(放送施設)に分離することには反対である。</p> <p>緊急災害時における放送は国民の生命と財産を守る手段ともなる。いかなる状況の下でも、そうした番組や情報を確実に送り届けることが基幹放送である地上放送事業者の責務であり、その責務を確実に果たすためにもソフト・ハード一致原則は守るべきである。地上放送事業者は2011年の完全デジタル化に向けて短期間でほぼ全土にわたりデジタル中継局の設置を完了する。アナログ時代から、経済原理を超えて放送をあまねく普及させる原動力となったのがソフト・ハード一致原則であることは、答申案も認めているところである。ならば制度上も、地上放送の事業形態はソフト・ハード一致を「基本」とすべきである。</p>

項目	意見
<p>4.コンテンツ規律</p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>⑤再送信制度の在り方</p> <p>イ 裁定制度</p>	<p>裁定制度の維持には反対。</p> <p>答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放4局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。</p> <p>昨年4月、総務省から有線テレビジョン放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民-民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。</p>